

安心してご利用いただくために



不正支払被害等の予防策

キャッシュカードのセキュリティ対策の実施

◎生体認証機能付 IC キャッシュカードの発行

偽造キャッシュカードによる預金の不正支払被害を未然に防止するため、「生体認証機能付 IC キャッシュカード」を発行しております。「生体認証機能付 IC キャッシュカード」は、従来の磁気ストライプのキャッシュカードに比べ偽造や不正読み取りが困難であり、生体認証機能と併せることで本人以外の不正なカード利用を防止するなど、高い安全性を確保しております。

◎ATMで暗証番号変更受付

当行キャッシュカードであれば、当行のATMおよびイーネットATM、ローソン銀行ATMですぐに暗証番号を変更いただけます。

◎のぞき見防止フィルムの設置

ATM画面に、後方からののぞき見を防止するフィルムを装着しております。

ネットバンクのセキュリティ対策の実施

◎EV SSL サーバー証明書の採用

フィッシング詐欺への対策として、シマンテック・ウェブサイトセキュリティのEV SSL サーバー証明書を採用しております。

被害拡大防止策

ATM・ネットバンクの1日あたりご利用限度額の「個別設定」

すべてのATMにおいて、お客さまご自身で個別にご利用限度額の引き下げができます。また、ネットバンクで「ATMの1日あたりのご利用限度額」と「ネットバンクの1日あたりの振込・払込限度額」の引き下げができます。

異常な引き出しの早期検知

異常な預金引き出しを早期に検知するシステムを導入し、不正支払被害の発生・拡大の未然防止に取り組んでおります。

被害にあわれたお客さまに対する補償

偽造・盗難キャッシュカード

◎預金者保護法にもとづく補償

個人のお客さまがキャッシュカード、カードローン(キャッシュカード一体型)の偽造・変造・盗難により被害にあわれた場合について補償を行います。*

◎当行独自の補償

以下の被害は預金者保護法の対象外となりますが、100万円まで当行独自の補償を行います。*

- カードローン(貸越専用型)の偽造・盗難による被害
- 法人キャッシュカードの偽造・盗難による被害
- 偽造・盗難キャッシュカードのうちデビットカード利用による被害
- キャッシュカード・カードローンカード紛失後の不正払戻し被害

◎ソフトウェアキーボードの導入

ソフトウェアキーボード(画面上に表示される擬似キーボード)を導入し、「パソコンのキーボードから入力した操作履歴(パスワード等)を盗み取るタイプのスパイウェア」による犯罪被害を防止しております。

◎リスクベース認証を採用

ネットバンクにログオンする際のアクセス環境を分析し、お客さまが普段利用されているパソコン以外のパソコンで利用される場合など、「通常と異なるご利用環境」と判断した場合に、お客さまご本人であることを確認するための追加認証を行う機能(リスクベース認証)を採用し、セキュリティを高めております。

◎セキュリティ専用ページの開設

当行ホームページに「やまぎんネット安心スクール」を開設し、金融犯罪の被害にあわないためのセキュリティ対策についてお客さまに注意喚起しております。

◎不正送金対策ソフトの提供

当行では、不正送金対策ソフト「PhishWall プレミアム」を無償提供しております。お使いのパソコンにインストールしていただくことで、「アクセスしている当行ホームページが本物かどうか」「偽画面を表示させるウイルスに感染していないか」をご確認いただけます。

キャッシュカードによるATMでの振込の一部制限

還付金詐欺等を防止するための取り組みとして、「70歳以上の個人名義の預金口座」と「キャッシュカードによる振込を2年以上利用していない預金口座」の両方に該当する預金口座について、キャッシュカードによるATMでの振込を制限する対応を実施しております。

盗難通帳・証書

個人のお客さまが通帳・証書の盗難により被害にあわれた場合には、預金者保護法にもとづく偽造・盗難カード被害補償の対応に準じた補償を行います。*

ネットバンク

個人のお客さまがネットバンクの不正利用による被害にあわれた場合には、預金者保護法にもとづく偽造・盗難カード被害補償の対応に準じた補償を行います。*

ネットEB

法人のお客さまがネットEBの不正利用による被害にあわれた場合には、1ご契約者さまあたり年間1,000万円を限度に補償を行います。*

*お客さまのカードや通帳類、暗証番号の管理状況等により、内容によっては補償対象外、または補償額が減額となる場合がございます。

商品・サービスのご案内

主な業務内容

1.預金業務

(1) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。*

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

*通知預金(通帳口)・据置定期預金・積立口定期預金(目標型)・定期積金(目標型)・貯蓄預金・納税準備預金は、2019年9月30日をもって新規お取り扱いを終了しております。

2.貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。

3.商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

4.有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5.内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

6.外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

7.社債受託および登録業務

担保附社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託および登録に関する業務を行っております。

8.確定拠出年金業務

確定拠出年金業務(企業型年金・個人型年金)に関する各種業務を行っております。

9.付帯業務

(1) 代理業務

- ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤信託代理店業務
- ⑥中小企業金融公庫等の代理貸付業務
- ⑦損害保険代理店業務
- ⑧生命保険代理店業務

(2) 保護預かりおよび貸金庫業務

- (3) 有価証券の貸付
- (4) 債務の保証(支払承諾)
- (5) 公共債の引受
- (6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売
- (7) 金融商品仲介業務
- (8) 市場誘導業務
- (9) M&A仲介業務
- (10) 事業承継関連業務
- (11) 電子記録債権関連業務
- (12) 人材紹介業務